

大通達甲（刑企）第19号
大通達甲（生企）第13号
大通達甲（人少）第17号
大通達甲（捜一）第8号
令和5年7月13日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

刑 事 部 長
生 活 安 全 部 長

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律等の公布について（通達）

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号。以下「改正法」という。）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）が、令和5年6月23日に公布され、それらの一部が、本日から施行されることとなった。改正法及び性的姿態撮影等処罰法の趣旨及び要点は下記のとおりであるから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正法の趣旨

近年における性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合した上で、それらの構成要件を改めて不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪とするなどの処罰規定の整備を行い、あわせて、性犯罪についての公訴時効期間を延長するほか、被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則を新設するものである。

第2 改正法の要点

1 刑法（明治40年法律第45号）の一部改正

(1) 強制わいせつ罪、強制性交等罪等の改正

ア 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪の統合及び構成要件の改正

(ア) aからhまでに掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、6月以上10年以下の拘禁刑に処することとされた（刑法第176条第1項関係）。

a 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。

- b 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。
 - c アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
 - d 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
 - e 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。
 - f 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。
 - g 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。
 - h 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。
- (イ) 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前記(ア)と同様に処罰することとされた（刑法第176条第2項関係）。
- (ウ) 16歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）も、前記(ア)と同様に処罰することとされた（刑法第176条第3項関係）。
- (エ) 罪名を強制わいせつ罪から不同意わいせつ罪に改めることとされた。
- イ 強制性交等罪及び準強制性交等罪の統合及び構成要件の改正
- (ア) 前記ア(ア)aからhまでに掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの（以下「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、5年以上の有期拘禁刑に処することとされた（刑法第177条第1項関係）。
- (イ) 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前記(ア)と同様に処罰することとされた（刑法第177条第2項関係）。
- (ウ) 16歳未満の者に対し、性交等をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）も、前記(ア)と同様に処罰することとされた（刑法第177条第3項関係）。
- (エ) 罪名を強制性交等罪から不同意性交等罪に改めることとされた。
- (2) 16歳未満の者に対する面会要求等の罪の新設
- ア わいせつの目的で、16歳未満の者に対し、(ア)から(ウ)までに掲げるいずれかの行為をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処することとされた（刑法第182条第1項関係）。

- (ア) 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。
- (イ) 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。
- (ウ) 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。

イ 前記アの罪を犯し、よってわいせつの目的で当該16歳未満の者と面会をした者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処することとされた。

ウ 16歳未満の者に対し、(ア)又は(イ)に掲げるいずれかの行為（(イ)に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。）を要求した者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処することとされた（刑法第182条第3項関係）。

- (ア) 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿勢をとってその映像を送信すること。
- (イ) 前記(ア)に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部（陰茎を除く。）又は物を挿入し又は挿入される姿勢、性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下同じ。）を触り又は触られる姿勢、性的な部位を露出した姿勢その他の姿勢をとってその映像を送信すること。

2 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）の一部改正

(1) 性犯罪についての公訴時効期間の延長

ア (ア)から(ウ)までに掲げる罪についての時効は、当該(ア)から(ウ)までに定める期間を経過することによって完成することとされた（刑訴法第250条第3項関係）。

(ア) 刑法第181条の罪（人を負傷させたときに限る。）、第241条第1項の罪等 20年

(イ) 刑法第177条、第179条第2項の罪等 15年

(ウ) 刑法第176条、第179条第1項の罪等又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項の罪（自己を相手方として淫行をさせる行為に係るものに限る。）
12年

イ 前記ア(ア)から(ウ)までに掲げる罪について、その被害者が犯罪行為が終わった時に18歳未満である場合における時効は、当該ア(ア)から(ウ)までの期間に当該犯罪行為が終わった時から当該被害者が18歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間を経過することによって完成することとされた（刑訴法第250条第4項関係）。

(2) 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設

性犯罪の被害者等の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が、供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者が十分な供述をするために必要な措置及び供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置が特に採られた状況の下にされたものであると認める場合であって、聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当と

認めるときは、証拠とすることができることとされた。

この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならないこととされた（改正法第3条による改正後の刑訴法第321条の3第1項関係）。

第3 性的姿態撮影等処罰法の趣旨

性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複製した物等の没収を可能とし、あわせて、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることによって、性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止するものである。

第4 性的姿態撮影等処罰法の要点

1 性的な姿態を撮影する行為等の処罰

(1) 性的姿態等撮影

ア (ア)から(エ)までのいずれかに掲げる行為をした者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処することとされた（性的姿態撮影等処罰法第2条第1項関係）。

(ア) 正当な理由がないのに、ひそかに、a又はbに掲げる姿態等（以下「性的姿態等」という。）のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの（以下「対象性的姿態等」という。）を撮影する行為

a 人の性的な部位又は人が身に着けている下着（通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。）のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分

b aに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等がされている間における人の姿態

(イ) 刑法第176条第1項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

(ウ) 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

(エ) 正当な理由がないのに、13歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は13歳以上16歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為

イ 前記アの罪の未遂は、罰することとされた（性的姿態撮影等処罰法第2条第2項関係）。

(2) 性的影像記録提供等

- ア 性的影像記録（前記(1)ア(ア)から(エ)までに掲げる行為若しくは後記(5)アの行為により生成された電磁的記録その他の記録又は当該記録の全部又は一部（対象性的姿態等の影像が記録された部分に限る。）を複製したものをいう。以下同じ。）を複製したものを提供した者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処することとされた（性的姿態撮影等処罰法第3条第1項関係）。
- イ 性的影像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた（性的姿態撮影等処罰法第3条第2項関係）。
- (3) 性的影像記録保管
- 前記(2)の行為をする目的で、性的影像記録を保管した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処することとされた（性的姿態撮影等処罰法第4条関係）。
- (4) 性的姿態等影像送信
- ア 不特定又は多数の者に対し、(ア)から(エ)までのいずれかに掲げる行為をした者は、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた（性的姿態撮影等処罰法第5条第1項関係）。
- (ア) 正当な理由がないのに、送信されることの情を知らない者の対象性的姿態等の影像（性的影像記録に係るものを除く。（イ）及び(ウ)において同じ。）の影像送信（電気通信回線を通じて、影像を送ることをいう。以下同じ。）をする行為
- (イ) 刑法第176条第1項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為
- (ウ) 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者に送信されないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為
- (エ) 正当な理由がないのに、13歳未満の者の性的姿態等の影像（性的影像記録に係るものを除く。以下この(エ)において同じ。）の影像送信をし、又は13歳以上16歳未満の者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者が、当該13歳以上16歳未満の者の性的姿態等の影像の影像送信をする行為
- イ 情を知って、不特定又は多数の者に対し、前記ア(ア)から(エ)までのいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像の影像送信をした者も、前記アと同様とすることとされた（性的姿態撮影等処罰法第5条第2項関係）。
- (5) 性的姿態等影像記録
- ア 情を知って、前記(4)ア(ア)から(エ)までのいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像を記録した者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処することとされた（性的姿態撮影等処罰法第6条第1項関係）。
- イ 前記アの罪の未遂は、罰することとされた（性的姿態撮影等処罰法第6条第2項

関係)。

(6) 国外犯

前記(1)から(5)までの罪は、刑法第3条の例に従うこととされた(性的姿態撮影等処罰法第7条関係)。

2 性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複製した物等の没収

(1) 前記1(1)ア若しくは(5)アの罪の犯罪行為により生じた物を複製した物又は私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律第126号)第3条第1項から第3項までの罪の犯罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録が記録されている物若しくはこれを複製した物等は、没収することができることとされた(性的姿態撮影等処罰法第8条第1項関係)。

(2) 前記(1)による没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これをすることができるものとし、ただし、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って保有するに至ったものであるときは、これを没収することができることとされた(性的姿態撮影等処罰法第8条第2項関係)。

3 押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等

検察官は、その保管している押収物が、前記1(1)ア(ア)から(エ)までに掲げる行為により生じた物等である場合において、当該押収物が対象電磁的記録(前記1(1)ア(ア)から(ウ)までに掲げる行為により生成された電磁的記録に係る対象性的姿態等の影像を記録した電磁的記録等をいう。以下同じ。)を記録したものであるときは、刑訟法の規定による押収を解き、領置するなどした上で、当該押収物に記録されている対象電磁的記録を全て消去するなどの措置をとることができることとされた(性的姿態撮影等処罰法第10条等関係)。

第5 施行期日

1 第2の1並びに第4の1及び2について

公布の日から起算して20日を経過した日(令和5年7月13日)から施行された。

2 第2の2(1)について

公布の日(令和5年6月23日)から施行された。

3 前記第2の2(2)について

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされた。

4 前記第4の3について

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされた。

第6 経過措置の要点

1 処罰に関する経過措置(改正法附則第2条第1項関係)

改正法の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとされた。

2 拘禁刑に関する経過措置(改正法附則第3条及び性的姿態撮影等処罰法附則第2条関係)

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日の前日までの間における前記第2の1及び前記第4の1(1)から(5)までの事項の適用については、「拘禁刑」とあるのは「懲役」と、「有期拘禁刑」とあるのは「有期懲役」とすることとされた。

3 公訴時効に関する経過措置（改正法附則第5条第1項及び第2項関係）

前記第2の2(1)は、改正法の施行の際既にその公訴の時効が完成している罪については、適用しないが、改正法の施行の際その公訴の時効が完成していない罪については、適用することとされた。

（刑事企画課指導係）

（生活安全企画課指導係）

（人身安全・少年課企画・指導係）

（捜査第一課性犯罪捜査係）